

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 3月 30日
照会部署名 浜松東年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (一般職) 佐原 寛司
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 市川

(案件)

(受付番号) No. 2010-453	報酬の範囲について(車輌の貸与)
------------------------	------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<健保法第三条第5項、厚年法第三条第三号>

下記事案において、事業所が負担する差額分について、車輌を現物支給したものとして報酬に含まれるか否か、当所管内の社会保険労務士より照会があつたため、ご教示ください。

<事案>

- 事業所がリース会社より月額3万円で車輌をリースする。
- リースした車輌を通勤用車輌として被保険者へ貸与する。
- この車輌は業務上使用することではなく通勤用として貸与するが、私用を禁ずるものではない。
- 貸与した被保険者からは毎月の給与にて「車輌賃貸料」として1万5千円を控除する。(差額1万5千円は事業所が負担)
- 給与明細へは控除科目のみ記載され支給科目への記載はない。
- 当該被保険者への通勤手当の支給はなく、ガソリン代および任意加入保険料については当該被保険者が全額負担する。
- この差額分については、個人が経済的利益を得ていることから所得税の課税対象となる旨、税務署より回答を受けているとのこと。

<当所の見解>

昭和47年10月18日保発第30号を参照に、「所得税法においても所得

とされ」、「特定人に定期的かつ継続的に」貸与されていることから、本事案の貸与された車輌は現物支給されており、事業所が負担する差額分は報酬に含まれると考える。

なお、照会した社会保険労務士によると、他県の年金事務所へ照会した際は、報酬に含まれないとの見解を聴聞しているとのことであったため、疑義照会させていただくものです。

また、上記事案において、「車輌賃貸料」の給与控除がなくガソリン代及び任意加入保険料のみを当該被保険者が負担していた場合に、取り扱いが変わるか否か併せてご教示ください。

(回答)

交通補助金に係る取扱いについては、昭和32年2月21日付け保文発第1515号により、「支給形態又は名称の如何を問わず、その実態が経常的実質的収入の意義を有するものであれば報酬に含めること」とされている。

ご照会の事例によれば、事業所より、特定の車両を通勤用として貸与されているが、私的利用を認められていること、また、車両のレンタル費用の一部を事業所が負担していることなどから、総合的に判断すると、給与控除の有無にかかわらず、経常的実質的収入を受けているものと考えるのが妥当である。

したがって、当該レンタル費用のうち、事業所の負担分については、報酬として取扱うこととなる。

回答日 平成22年5月17日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上